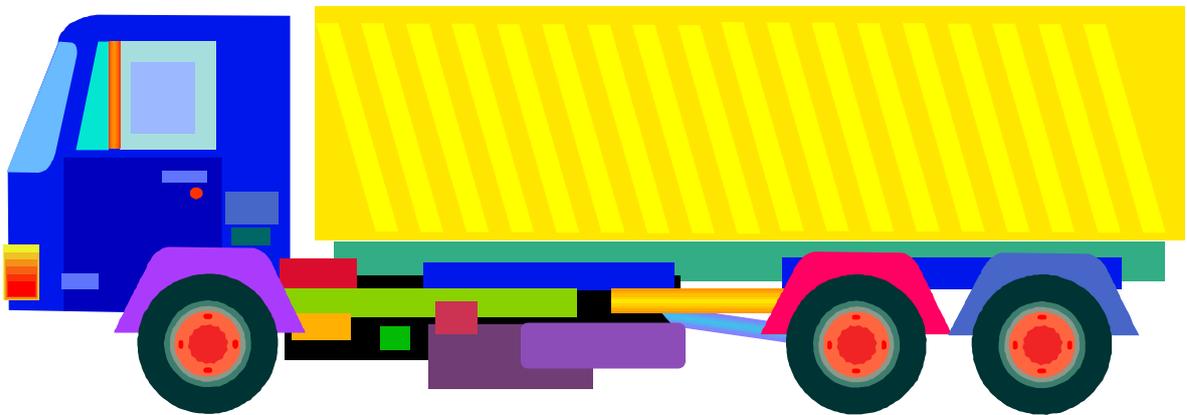


一般貨物自動車運送事業 新規許可申請のしおり

許可申請のお手伝いがこれからのお付き合いの始まりです。

お客様の会社が成長し更に次世代の方々に引き継がれるような立派な企業になってゆきますように事業計画の立案、事業の経営・拡大、人材育成などについてもお手伝いします。



運送業のことなら何でもお任せ！

行政書士 杉下法務事務所

(運行管理者資格者 関千貨物第 9848 号)

〒277-0021

千葉県柏市中央町 5-21 穂高第 1 ブラザーズ柏ビル 503 号

電話 04-7128-5291 Fax 04-7128-5292

E-Mail h-sugishita@sugi-gyosei.com

URL <http://www.sugi-gyosei.com>

はじめに、

許可は申請が「貨物自動車運送事業法」・「同法施行規則」・「同輸送安全規則」・「一般貨物自動車運送事業の許可申請の処理方針についての公示基準」等に基づき審査されます。申請者が一般貨物自動車運送事業を営もうとして立案した事業計画が許可基準を満たすものであれば、申請書が受理されて3~4か月で許可になります。

プロセス… ① 申請要件説明 → 要件調査・評価 → 事業開始当初必要資金計算・必要書類の収集 → 申請書類の作成 → 申請
② (支局) 都市計画法調査 → 局へ進達 → 役員法令試験 → 局にて審査 → 処分
(局) 許可書を支局へ送達 (登録免許税納付通知書発行)
③ 許可後 (支局) 許可書交付 (説明会)
(申請者) → 受領 (免許税納付) 納付証明書送付 → 運行・整備管理者届出 → 車両の登録準備 → 車両の登録 → 運輸開始届 → 運賃設定届

こんなお手伝いができます。

- 1) 事業開始のためのコンプライアンス (法令順守) に関するコンサルティング
- 2) 法定帳票 (運転日報・点呼記録等) の設計、記票・記載方法の指導
- 3) 人材育成 (管理者研修・幹部研修) コンサルティング

次に「一般貨物自動車運送事業」の新規許可申請を行うにあたっての最重要ポイントを簡単に説明します。

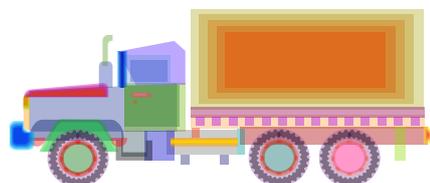
I. 許可基準を満たす事業計画の策定

該当する項目をまずチェック → 必要な書類をチェック → ()

① 申請者… 欠格事由に該当しないかどうかのチェック

(一般貨物自動車運送事業法第五条)

- 行政書士が代理申請する場合 ⇒ 代理申請委任状 ()
- 既存法人 ⇒ 登記事項証明書 ()、定款写 ()、決算書写 ()
役員の名簿及び履歴書 ()
増資・目的変更が必要な
場合… 議事録 ()、
増資引受書 ()
- 新設法人 ⇒ 役員予定者の履歴書 ()
認証定款 ()



設立に必要な事項・書類は添付の「会社設立 チェック
リスト」を参照下さい。

②事業施設

□営業所（事務所・休憩睡眠施設）（都市計画法の用途調査が重要。）

[必要書類]

案内図（ ）・見取図（ ）・平面図（ ）

一年以上の使用権原を証する書類

自己所有の場合 建物登記事項証明書（ ）、建築確認通知書写（ ）

賃貸借の場合 賃貸借契約書（ ）（申請時に本紙の提示が必要）

- ・都市計画法に抵触しないこと。
- ・事業遂行上、適切な規模であること。
- ・休憩・睡眠施設は原則として事務所に併設。
例外：休憩・睡眠施設の所在地と休憩・睡眠施設を併設しない車庫の
所在地の距離が、10 kmを超えないこと。
- ・休眠を与える乗務員一人当たり 2.5 m²以上であること。

□車庫（有蓋・無蓋）立地条件調査（農地法・車両制限令に抵触しないこと）

[必要書類]

平面図（ ）・公図（ ）・前面道路の幅員証明（ ）

一年以上の使用権原を証する書類

自己所有の場合 建物登記事項証明書（ ）、建築確認通知書写（ ）

賃貸借の場合 賃貸借契約書（ ）（申請時に本紙の提示が必要）

- ・車両と車庫の境界及び車両相互間の間隔が 50 cm以上確保され、かつ計画
車両のすべてが収納できるものであること。
- ・計画車両の通行において出入口の前面道路の幅員証明を超えないこと。

□車両…営業所ごとに5両以上（牽引車は被牽引車と合わせて1両）

[必要書類]

車検証の写（ ）・車両の簿価が分かるもの（ ）

使用権原を証する書類

販売証明書又は売買契約書（ ）

リース契約書(契約期間1年以上)（ ）



③管理体制…運行管理者・整備管理者

[必要書類]

運行管理者資格者証写 () 整備管理者資格者証写 ()

又は、実務経験証明書・略歴書 ()、選任講習修了証

④必要資金

- ・自己資金（資本金・剰余金）が見積った所要資金の50%以上であること。
自己資金が不足する場合は増資が必要。申請には増資引受書 () が必要。

所要資金とは、次のア～カの合計額

ア. 車両費…取得価格（割賦未払い金・自動車取得税を含む）

リースの場合はリース料の年額

イ. 建物費…取得価格・賃借の場合は、敷金・借料の年額

ウ. 土地代…取得価格・賃借の場合は、敷金・借料の年額

エ. 保険料…自賠責・任意保険料の年額

オ. 各種税…自動車重量税・自動車税・登録免許税・消費税の年額

カ. 運転資金…人件費・燃料費油脂費・修繕費・消耗品費等の2か月分

⑤常勤役員法令試験の受験者の取り決め…申請後試験の通知がある

50分間 30問 8割以上で合格 毎月1回実施

⑥その他重要事項

法令順守

- ・健康保険法、厚生年金法、労働者災害補償保険法、雇用保険法(以下社会保険法という)に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に参加すること。
- ・許可書交付時等に指導講習が実施され、事業開始後6か月以内に貨物自動車運送適正化事業実施機関の適正化事業指導員による巡回指導で改善が見込まれないと運輸支局の監査等の実施がある。

損害賠償能力の担保

- ・任意保険加入(貨物事業用100両以下)
- ・被害者1名につき5,000万円以上
- ・危険物輸送に使用する事業用自動車の場合、1事故につき1億円以上の損害賠償責任保険に加入
- ・運輸開始までに加入



申請手続き費用(行政書士報酬額)

一般貨物自動車運送事業新規事業許可申請～許可取得～許可後の運輸開始準備
手続き・・・¥550,000.- ※¹

上記手続きには以下の内容を含みます。

- (1) 一般貨物自動車運送事業新規許可申請に関する包括的な説明、基本要件評価
- (2) 申請書類の作成、必要添付書類の作成・収集支援等
- (3) 常勤役員の法令試験合格のための研修
出題のポイントの解説、予想問題の提供を含む受験指導
- (4) 許可後の運輸開始準備手続き
法定帳票(運転日報・点呼記録等)の設計、記票・記載方法の指導を含む

※¹ 標準的な報酬です。正式には個々のお客様の事情、希望などをうかがった上で見積りを提出致します。加算・調整事項としては以下のようなものがあります。

[通常加算]

- ・遠隔地の場合の日当・交通費

[特別加算]

- ・複数営業所にての申請
- ・申請に特別な評価が必要なもの
- ・立地条件の特別な調査(調査結果不適事案を含む)
- ・役所との事前折衝が必要な案件
- ・リスク負担を伴う案件
- ・特別なノウハウを提供することによって申請者に具体的な利益を提供できる事案

車両の登録手続き、開始前変更手続き、法令順守に絞ったコンサルティング等の費用は別途申し受けます。

《個人情報利用方法に関する記載》

一般貨物自動車運送事業の許可申請・経営支援に関して収集する個人情報は、その目的のために使用し、事後一般貨物自動車運送事業の許可条件(事業計画)の変更等、当該事業を遂行するために必要な場合に利用します。

